

鳥獣の捕獲等許可申請について

鳥獣により生活環境、農林水産物に被害が生じている場合、被害防除対策（防鳥網・防護柵・電気柵の設置、追い払い等）を行っても被害が防止できなかった場合に、有害鳥獣捕獲の捕獲許可申請をすることができます。

なお、狩猟免許を持っていない方へは許可できませんので、①または②をご参照ください。

- ① 許可を受けることができる人へ依頼する。
- ② 産業振興課に鳥獣被害の状況を連絡する。世羅町鳥獣被害対策実施隊が現地確認を行う。（現地の状況等に応じての対応となり、必ずしも捕獲を行えるわけではありませんのでご了承ください）

鳥獣被害状況書（様式第6号）

被害状況等について記入してください。

有害鳥獣捕獲依頼書（様式第5号）

わな設置を依頼した人（設置地の土地所有者）が記入してください。

設置地が捕獲許可申請者本人の所有地の場合は提出の必要ありません。

鳥獣の捕獲等許可申請書（様式第1号）

捕獲許可申請が出来るのは狩猟免許を有しかつ直近の狩猟者登録をしている方のみです。

獣種、頭数、捕獲の目的、期間、区域、捕獲方法、捕獲後の処置について記入してください。

対象鳥獣：イノシシ、シカ、アライグマ、ヌートリア、タヌキ、アナグマ、テン、イタチ（オス）
ハクビシン、ノウサギ、キツネ、野犬、サル

許可期間：猟期を除く連続した6ヶ月間（例えば猟期をのぞく期間ずっと捕獲を行う場合は4/1～9/30、10/1～10/31、3/1～3/31の3回の申請が必要です。）

許可区域：出来る限り字、番地まで記入してください。

1つの被害地及びその縁辺から100メートル以内の区域を限度とします。

複数の場所で許可を申請する場合、1枚の申請書にまとめて書いてください。

（鳥獣被害状況書、有害鳥獣捕獲依頼書は区域ごとに提出してください。）

捕獲方法：箱わな、くくりわな等の法定猟具に限ります。（銃器は許可していません。）

わな設置場所の図面

わな設置場所の図面を添付してください。

狩猟免状 及び 前年度の狩猟者登録が確認できる書類（ハンター保険の写しなど）

世羅町内に住所を有する方は、登録の有無が確認できるため提出不要です。

注意事項

許可書は期間満了後30日以内に、報告欄に捕獲結果の記入のうえ産業振興課又はせらにし支所に提出してください。（捕獲が0頭の場合でも提出してください）

狩猟法、動物愛護法等に留意し、捕獲実施から捕獲後の鳥獣の処置まで責任を持って行ってください。
無免許・無許可での捕獲は鳥獣保護管理法の違反となります。

< 連 絡 先 >
世羅町役場 産業振興課
鳥 獣 被 害 対 策 係
電 話 0847-22-5304